

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年 月 日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九―四〇―四一

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の八十三・五以上百分の百三十五以下」を「百分の百二・五以上百分の百六十五以下」に、「百分の百九・五以上百分の百七十五以下」を「百分の百二十八・五以上百分の二百五以下」に改め、同号ロ中「百分の七十四以上百分の八十三・五未満」を「百分の九十一以上百分の百二・五未満」に、「百分の九十七以上百分の百九・五未満」を「百分の百十四以上百分の百二十八・五未満」に改め、同号ハ中「百分の六十四・五」を「百分の七十九・五」に、「百分の八十四・五」を「百分の九十九・五」に改め、同号ニ中「百分の六十四・五未満」を「百分の七十九・五未満」に、「百分の八十四・五未満

「を「百分の九十九・五未満」に改め、同項第二号イ中「百分の九十一・五以上百分の百四十三以下」を「百分の百十四・五以上百分の百七十七以下」に、「百分の百三十六・五以上百分の二百二以下」を「百分の百六十三・五以上百分の二百四十以下」に改め、同号ロ中「百分の七十五・五以上百分の九十一・五未満」を「百分の九十四・五以上百分の百十四・五未満」に、「百分の百五・五以上百分の百三十六・五未満」を「百分の百二十六・五以上百分の百六十三・五未満」に改め、同号ハ中「百分の五十九・五」を「百分の七十四・五」に、「百分の七十四・五」を「百分の八十九・五」に改め、同号ニ中「百分の五十九・五未満」を「百分の七十四・五未満」に、「百分の七十四・五未満」を「百分の八十九・五未満」に改め、同項第三号イ中「百分の八十三・五以上百分の百五十五以下」を「百分の百一以上百分の百八十五以下」に、「百分の七十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同号ロ中「百分の七十二・五」を「百分の八十七・五」に改め、同号ハ中「百分の七十二・五未満」を「百分の八十七・五未満」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「百分の三十二・五超」を「百分の三十七・五超」に、「百分の四十二・五超」を「百分の四十七・五超」に改め、同号ロ中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改め、同号ハ中「百分の三十二・五未満」を「百分の三十七・

五未満」に、「百分の四十二・五未満」を「百分の四十七・五未満」に改め、同項第二号イ中「百分の三十・五以上」を「百分の四十以上」に、「百分の四十九・五以上」を「百分の五十六以上」に改め、同号ロ中「百分の三十・五」を「百分の三十五・五」に、「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に改め、同号ハ中「百分の三十・五未満」を「百分の三十五・五未満」に、「百分の三十七・五未満」を「百分の四十二・五未満」に改め、同項第三号イ中「百分の四十超」を「百分の五十超」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同号ロ中「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同号ハ中「百分の四十未満」を「百分の五十未満」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。